

議案第20号

令和6年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分について定めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

四街道市長 鈴木 陽 介

提案理由

本案は、令和6年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により提案するものであります。

剰余金の処分については、令和6年度末処分利益剰余金67,471,825円を減債積立金に積み立てるものであります。

本決算は、収益的収入決算額2,200,797,994円、同支出決算額2,113,024,602円、当年度純利益額67,471,825円であり、資本的収入決算額273,381,066円、同支出決算額593,316,615円、補てん額319,935,549円であります。